

令和5年度指定管理業務に関する事業報告書（地域包括支援センター）

センター名 京都市陶化地域包括支援センター

1 施設の管理運営

【開所日及び開所時間等】

開所日 月曜日～土曜日

開所時間 午前8時30分～午後5時15分

※休業日、休業時間は転送電話にて担当職員が対応。

※緊急時でも担当者に連絡できる体制を取っています。

【事業実施地域】

南区のうち、陶化、東和、上烏羽学区

(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

2 事業実施内容

- 1 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターとして実施する事業
 - ・ 地域の高齢者の福祉に関する各般の問題につき、高齢者、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う。
 - ・ 居宅において介護を受ける高齢者又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他高齢者福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整を行う。
 - ・ 居宅において介護を受ける高齢者の状況把握、高齢者福祉等に関する情報提供並びに相談対応及び指導を行う。
- 2 介護保険法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業
- 3 介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合の介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
- 4 介護保険法第115条の38第1項第2号から第5号に規程する次の事業
 - ・ 介護予防ケアマネジメント事業
 - ・ 総合相談支援事業
 - ・ 権利擁護事業
 - ・ 包括的・継続的ケアマネジメント事業（地域ケア会議の開催等）
- 5 京都市が実施する「一人暮らし高齢者の全戸訪問事業」及び「見守り活動促進事業」

(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

(参考) 自主事業内容

3 サービス提供状況

【職員体制】

- ・ センター長 1名（併設の老人デイサービスセンター管理者と兼務）
- ・ 主任介護支援専門員 2名
- ・ 社会福祉士 3名
- ・ 保健師等 1名
- ・ 介護支援専門員 3名

(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

4 市内中小企業への発注に対する考え方

本会においては、本会経理規程により、100万円以上に関しては、一般競争入札に付することとし、100万円未満の委託業務に関しては、随意契約としています。一般競争入札の場合は、市内中小企業も含めて広く公募し、随意契約では、市内中小企業にも配慮し、見積り合わせ行っています。

5 施設の利用状況(施設の稼働率, 利用者数, 事業参加者数など)

- (1) 介護予防支援給付対象者数（実績値）

3286 人

- (2) 相談延べ件数（実績値）

2074 件

(3) 収支実績

ア 令和5年度収入状況（単位：円）

委託料	26,597,825
介護保険収入	16,360,702
その他	488,133
収入計	43,446,660

イ 令和5年度支出状況（単位：円）

人件費	35,799,569
事業費	1,821,145
委託費	1,921,404
小額修繕費	73,502
その他	3,826,488
支出計	43,442,108

6 施設の利用者満足度の把握

(1) 利用者満足度の把握状況

令和5年度ユーザーアンケートは実施出来ておらず把握出来ていない。新型コロナウイルスが感染症法で5類感染症に移行したこともあり相談に時間をかけることが出来るようになりました。訪問・相談を行う中でご利用者の要望や困りごとをお伺いしています。その中で地域支援に繋がるようなケースがあった場合は個別の地域ケア会議で協議・共有する等を行ってまいります。

(2) 利用者満足度把握の結果

令和5年度ユーザーアンケートは実施しておらず把握出来ていない。

(3) 意見等への主な対応状況

7 その他特記事項

(1)

- ・地域ケア会議（Ⅰ）を5回開催。認知症高齢者でゴミ屋敷の事例、金銭管理ができず借金・滞納・ライフラインの停止の繰り返しがあり生活が自力で維持することができない事例、精神疾患があり支援の介入に拒否があるケースなどについて協議を行いました。
- ・地域ケア会議（Ⅱ）については、民生児童委員協議会の定例会へ参加し、見守りが必要な高齢者の支援についての検討や名簿を活用した共有、実施方法等について協議を行いました。
- ・地域ケア会議（Ⅲ）については、2圏域でオンラインと対面で4回開催。支援が必要な高齢者の早期発見、早期介入の為のシステム作りについての協議、高齢者を支援するために必要なサービスの創出の協議とアンケートの実施等を行いました。
- ・介護支援専門員への個別支援、資質の向上においては、南区の介護支援専門員に対する勉強会（高齢者支援に関する身体障害施策の活用や、事例検討）を参集の形式で企画・開催することができました。
- ・地域からの要望で、地域住民に対し認知症サポーター養成講座を2回開催しました。
- ・地域の居場所、すこやか学級などに参加し、様々な場所において体操・脳トレ・居場所マップなどの介護予防に関するチラシ配布を行い、自主的な活動につながる努めました。

8 評価（指定管理者自己評価）

令和5年度は5月より新型コロナウイルスが感染症法で5類感染症に移行し、包括支援センターの活動周知を図る事業、認知症や独居高齢者を対象とした居場所の開催、担当3学区の高齢者を対象とした地域行事の開催運営、参加をすることができました。
一人暮らし高齢者の訪問連絡については郵送で行っていましたが、往復はがきに変更することで回答率が15%程度から50%程度に上昇しており、実態把握が進めやすくなりました。
また南区において医療をはじめとする多職種連動の活動もオンラインが中心でしたが、対面での活動も再開することができました。昨年度と同様に地域住民、地域役員から支援を必要とする高齢者の情報提供や本人、家族の相談が昨年以上に多く、当センターの活動が圏域の住民に認識された結果と考えています。また、地域の中で障害がある高齢者等への対応が必須である為、専門的な知識の習得を職員研修等を通じて障害を理由とする差別の解消に向けた理解を深めるよう努めました。